

区立幼稚園、小中学校における今後の教育活動について（令和2年4月7日以降）

本日、都内を含めた感染の拡大を踏まえ、政府が緊急事態宣言に着手する旨の報道がなされている状況から、4月7日（火）及び4月8日（水）に予定している中学校の入学式、幼稚園の入園式及び始業式は延期します。

また、検討課題としていた小中学校の登校日の設定については、東京都内及び港区区内における現下の感染状況を踏まえ、幼児・児童・生徒の命を守る観点から、当面、行わないこととします。

今後、3月からの臨時休業が長期にわたるため、幼児・児童・生徒の心身のケアや学習指導に向け、様々な取組を適切に講じてまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

記

幼稚園、小中学校の臨時休業に伴う対応の概要は、下欄のとおりです。

※下線部が前回から方針を変更した箇所

- 1 5月6日（水）まで幼稚園、小中学校は臨時休業とする。
- 2 幼稚園は4月7日（火）に予定していた始業式を延期する。現段階では、5月7日（木）の実施とする。
- 3 幼稚園は4月8日（水）の入園式、中学校は4月7日（火）の入学式を延期する。現段階では、幼稚園は5月8日（金）に入園式、中学校は5月7日（木）に入学式を実施する。
- 4 小中学校は、臨時休業期間、学校のホームページで課題を提示したり、学校で児童・生徒に課題を配布したりするなどの対応により、児童・生徒の学習の機会を確保する。また、希望する児童・生徒へは新たにインターネット教材を提供する。
- 5 臨時休業中の登校日は、設定しない。

1 幼児・児童・生徒の健康確認及び担任との信頼関係の形成・（学級づくり）について

- (1) 幼児・児童・生徒の安全を確認するために、学校は定期的に各家庭に連絡を行い、健康状態を確認します。
- (2) 幼稚園、小中学校の専用メールを新たに開設し、幼児・児童・生徒や保護者

から担任教員などへの相談を受けます。

2 臨時休業中の学習指導に関することについて

- (1) 臨時休業により児童・生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、学校から定期的に、児童・生徒へ学校のホームページを通して、課題を提示する等の取組を行います。
- (2) 臨時休業期間、インターネットを活用して自宅で学習することを希望する児童・生徒に対し、教育委員会は、保護者からの申し込みを受け、希望者へのインターネット教材（まなびポケット（株）NTT コミュニケーションズ）の提供を行います。また、保護者からの申込は、メールにて受け付けます。（申込先のメールアドレス：kyouiku-jinjikikaku@minato-tky.ed.jp）
- (3) 自宅でインターネットを活用した学習ができない児童については、学校で教材を個別に配布するなどの対応を行います。

3 臨時休業中の幼児・児童・生徒の生活について

- (1) 臨時休業中、幼児・児童・生徒が不安や悩みを抱えた際は、担任教員やスクールカウンセラーが相談にのる体制を整えていますので、各学校にご連絡ください。
- (2) 臨時休業期間、これからの学校生活に幼児・児童・生徒が不安や悩みを抱えた際には、港区立教育センターでも相談を受けています。
※電話相談 03-5422-1546 9:00～19:00
※教育相談 03-5422-1545 8:30～17:00

4 その他

- (1) これまで実施してきた学校開放は実施しません。
- (2) 学童クラブ及び緊急子どもの居場所づくり事業は実施します。

現時点における判断であり、今後の感染状況の変化等に伴い、休業期間の変更や登校日の設定などが必要な場合は、状況に応じて見直します。